

Global Energy Policy Research |

GEPR

GEPR??
 ???http://agorajp.com/??
 ???

????????????????? ???FIT?????????????

??? ?? · Thursday, February 13th, 2020

??

???FIT?????????????????2019??12/27??

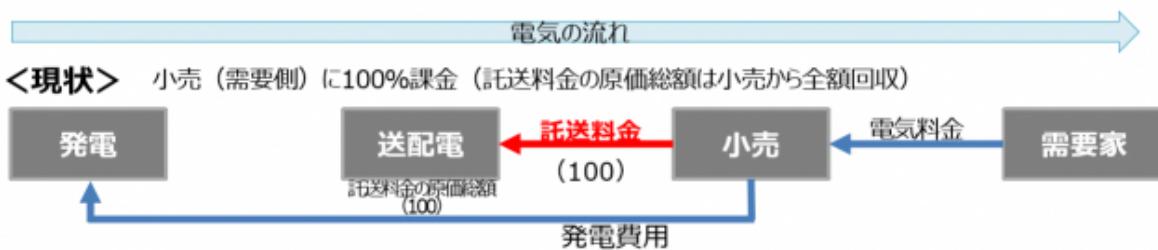
????????????????????????????????FIT??

Q1?????????????????????????

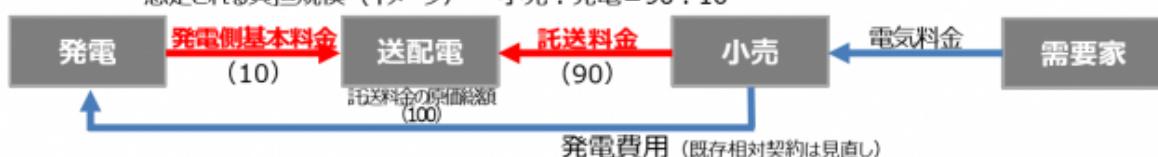
(参考)発電側基本料金の基本的な考え方

2018年6月27日
送配電WG中間とりまとめ概要資料 一部修正

- 現行制度上、送配電関連設備の費用は、基本的に、小売電気事業者(需要側)のみが託送料金にて負担。 (※1)
- 送配電関連設備は基本的に最大潮流(kW)に対応できるよう整備されるところ、系統利用者である発電側にも、送配電関連費用に与える影響(受益)に応じて、その費用の一部についてkW単位で負担を求めてことで、公平・適切な費用負担を実現。これにより、送配電網の効率的な利用を促進(電源の設備利用率の向上等)。 (※2)



〈今後〉 託送料金の原価総額は変えず、小売（需要側）と発電側の両方に課金
想定される負担規模（イメージ） 小売：発電 = 90 : 10



(※1) 発電側は系統への接続時の初期費用を別途負担しているが、当該費用は託送料金原価には含まれていない

(※2) kW当たりの単価としては2015年度の全10社費用をベースに簡易試算すると、150円程度/kW・月が目安になると考えられる。

15

?????????????????????????????

??

?????????????????2012??FIT???

???2022?????????

Q2?????????????????????

??kW????????????150?/kW???????????????

(参考)発電側基本料金の水準について

- 発電側基本料金の水準については、2015年の全10社費用をベースに簡易に試算した結果として、平均単価（150円程度/kW・月）及び割引単価を目安として提示している。また、これらの単価については、全10社ベースの簡易な試算であることに加え、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成、発電側の立地状況等が異なるため、実際の負担水準は異なる可能性がある点に留意する必要があると説明してきたところであるが、一方で、事業者からは、来年度に予定されている容量市場の入札や今後の事業計画の参考情報として、発電側基本料金の水準をより詳細に提供してほしいとの声が上がっている。
- 発電側基本料金の課金対象kWについては、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮流kW分としているところ、現時点では、需要側の託送契約kWと発電側の逆潮流kWを紐付けてシステム管理していないため、これらを考慮して課金対象kWを算出することはできない（システム開発が必要）。こうした制約の中で、現時点で可能な範囲で、エリア別にみた発電側基本料金の平均単価を簡易に試算したところ、以下のとおり。

全10社ベースでみた平均単価：150円/kW・月

エリア別でみた平均単価： 123～169円/kW・月^(注)

(注) エリア別でみた平均単価の最小額及び最大額を示している。

なお、全10社ベースでみた平均単価及びエリア別でみた平均単価とともに、2015年(年度)時点の情報を用いて簡易に試算したものであり、実際の負担水準は、今後の発電側及び需要側kW構成の変化等により異なる可能性がある点に留意する必要がある。

15

??123??169?/kW?????????????????????????

Q3?????????????????????????

???

???

発電側基本料金の課金・回収の実務について(2/3)

- 発電側基本料金は、系統利用者である発電者にも送配電関連費用に与える影響(受益)に応じた費用負担を求めるものであり、その支払義務については個別の発電者が負うのが基本。
 - 一般送配電事業者と発電量調整供給契約を直接契約している発電者(下の左図)については、一般送配電事業者に直接発電側基本料金を支払うこととなり、発電側基本料金を支払わない場合には逆潮流を止めることとなる。
 - 発電BGに属して直接には発電量調整供給契約を締結していない発電者(下の右図)については、発電側基本料金を確実に課金・回収するため、**発電者が、①一般送配電事業者に発電側基本料金を支払うこと、及び、②発電側基本料金を支払わない場合には逆潮流を止めること/BGからも退出すること、に同意する場合は、発電量調整供給契約を直接締結せずに逆潮流することを認める旨、託送供給等約款に規定することとしてはどうか。**

※ 発電BGの組成要件として、各発電者が発電側基本料金を支払うことも併せて託送供給等約款の中で規定する。

※ 一般送配電事業者がFIT電源の買取主体になっている場合も同様とする。

逆潮流を止める際の具体的な業務フローについては別途検討する。

発電側基本料金の支払いについては、BG代表者を経由することを基本としつつ、実務面の影響等を踏まえ、今後検討する。



Q4: FIT?????????????????????

?????FIT?????????????????????????????????

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会の審議会における議論

16

発電側基本料金の転嫁(需要側託送料金の減額分の取扱い)

電力・ガス取引監視等委員会
制度設計専門会合（第44回）
(2019年12月17日)
事務局資料より抜粋

- 前回ご議論いただいた既存相対契約見直し指針の骨子案では、発電側基本料金の導入による託送料金の減額分(下図X円)は、卸料金(発電と小売間の取引価格)に適切に充当されるべきとの基本的な考え方を提示。
- この基本的な考え方は、電源種に関わらず相対契約を締結している全ての電源に適用すべきと考えられる。制度上、調達価格が固定されているFIT電源についても、その調達価格とは別に価格を上乗せすることで転嫁することとしてはどうか。
- FIT電源にかかる調整措置^(注)については、下図のような転嫁の考え方も踏まえ、調達価格等算定委員会でご議論いただくこととしてはどうか。

(注) 調達価格が固定されているFIT電源については、発電側基本料金の追加コストを転嫁することが制度上困難であるとして、どのような場合にどのような調整措置が必要か、調達価格等算定委員会で議論することとしている。



(※) 新取引価格の設定に際しては、発電側基本料金の負担額と需要側託送料金の減額分等の情報を踏まえて、公平を旨として協議を行う必要がある。それに加えて、FIT電源については、回避可能費用（スポット市場価格）の上昇や買取主体である小売に上記X円とY円に差分が生じた場合の取扱い等を考慮する必要がある。

?????????????FIT???

??-
X????0.5?/kWh???????????

?????????????0.5??+Y?????????????????????

(参考) FIT電源の発電側基本料金の負担規模

19

- FIT既認定案件（2019年6月末時点）に目安金額（1,800円／kW／年）を乗じた負担規模（マクロ）
 - 既稼働案件（43GW） 約770億円／年 × 20年 = 約1兆5,000億円
 - 全既認定案件（83GW） 約1,500億円／年 × 20年 = 約3兆円

※当分の間、発電側基本料金を求めないこととされている10kW未満の小規模電源（住宅用太陽光など）は除く。

- 設備利用率に応じた発電量あたりの負担規模例（ミクロ）

太陽光（事業用）	設備利用率14%⇒1.5円／kWh、17%⇒1.2円／kWh
風力	設備利用率23%⇒0.9円／kWh、26%⇒0.8円／kWh、30%⇒0.7円／kWh
バイオマス	設備利用率78%⇒0.3円／kWh
中小水力	設備利用率45%⇒0.5円／kWh
地熱	設備利用率77%⇒0.3円／kWh

- 小売の託送料金減額分（全国平均0.5円／kWh）を控除した後の負担規模

（マクロ）※ 設備利用率を太陽光14%、風力23%、その他調達価格の想定設備利用率で試算

既稼働案件（43GW）	約480億円／年 × 20年 = 約1兆円
全既認定案件（83GW）	約830億円／年 × 20年 = 約1兆7,000億円

（ミクロ）

太陽光（事業用）	設備利用率14%⇒1.0円／kWh、17%⇒0.7円／kWh
風力	設備利用率23%⇒0.4円／kWh、26%⇒0.3円／kWh、30%⇒0.2円／kWh
バイオマス・中小水力・地熱	調達価格の想定設備利用率⇒なし

?????????FIT?????????????????????????

?????????????14%??1.5??1.0?/kWh

?????????23%?0.9?0.4?/kWh

????FIT????????????

その他の留意点

21

(送配電買取と小売買取の公平性)

- FIT制度の買取義務者は、FIT制度創設当初は小売電気事業者であったが、改正FIT法以降は送配電事業者である。
 - 小売買取との**公平性**を踏まえ、**送配電買取の場合への調整措置**を考えるべきではないか。

(スポット市場価格 (=回避可能費用) の上昇)

- 発電側基本料金の導入によって、スポット市場の価格が上昇した場合、回避可能費用の上昇を通じて、小売の転嫁原資が減少すると同時に、国民負担が低減する。この規模を見積もることができれば、賦課金からの補填による調整措置の原資となりうるのではないか。

?????????????????????????????????????0.5?/kWh?????????0.7~1.0?/kWh?????????
?????????????????

This entry was posted on Thursday, February 13th, 2020 at 11:30 am and is filed under [???](#), [???????????](#).

You can follow any responses to this entry through the [Comments \(RSS\)](#) feed. Both comments and pings are currently closed.